

○たかはぎ住マイル支援補助金交付要綱

令和3年4月23日告示第40号

改正

令和4年4月1日告示第36号

令和5年3月31日告示第23号

令和5年11月1日告示第86号

たかはぎ住マイル支援補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、本市の定住人口の増加及び若者・子育て世代の定住化を促進し、人口の減少を抑制するとともに、地域の活性化並びに住宅環境の改善を図るため、自ら居住する住宅を市内に取得又はリフォームする者に対して、予算の範囲内においてたかはぎ住マイル支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、高萩市補助金等交付に関する規則（平成19年高萩市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 永年にわたり居住する意思をもって本市の住民基本台帳に記録され、かつ、その生活基盤が本市の区域内にあることをいう。
- (2) 住宅 人の居住の用に供する居室、専用の台所、浴室、便所及び玄関を有するものをいう。

- (3) 物件紹介バンク登録空家 高萩市物件紹介バンク制度実施要綱（平成30年高萩市告示第1号）に規定する空き物件として登録されている空家をいう。
- (4) リフォーム 住宅の機能の維持若しくは向上又は居住環境の向上のために行う補修、改良及び設備改善工事等をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
- ア 備品購入のみであるもの
  - イ 増築面積が10平方メートルを超えるもの
- (5) 市内施工業者 市内に事務所を有する者で工事を業として行うものをいう。
- (6) 転入者 他の市区町村から市に転入をし、市民となった者で、かつ、住宅取得契約を締結した日から遡って1年以上の期間にわたり本市内に住所を有していなかった者をいう。
- (7) 市税等 住民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料をいう。
- (補助対象者)

**第3条** 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 令和6年1月1日から12月31日までに住宅を取得し所有権登記（移転）が完了する者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの
- ア 住宅取得契約を締結した日から2年以内であること。
  - イ 住宅取得契約を締結した日現在で、補助金の交付を受けよう

とする者（以下「申請者」という。）及びその配偶者の双方若しくはいずれかが40歳未満である者又は16歳未満である者を養育する者であること。

ウ 申請者及び同居者（同居予定者を含む。以下同じ。）全ての者が、補助金の請求日までに取得した住宅に居住し、住民登録をすること。

エ 補助金の交付を受けた場合において、申請者及び同居者全ての者が当該交付のあった日から5年以上定住をする意思がある者であること。

(2) 物件紹介バンク登録空家を取得し所有権登記（移転）が完了した者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの。ただし、次号に該当する者を除く。

ア 申請者及び同居者全ての者が、補助金の請求日までに取得した住宅に居住し、住民登録をすること。

イ 補助金の交付を受けた場合において、申請者及び同居者全ての者が当該交付のあった日から5年以上定住をする意思がある者であること。

(3) 物件紹介バンク登録空家を取得し所有権登記（移転）が完了した者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

ア 申請者及び同居者全ての者が、補助金の請求日までに取得した住宅に居住し、住民登録をすること。

イ 補助金の交付を受けた場合において、申請者及び同居者全ての者が当該交付のあった日から5年以上定住をする意思がある

者であること。

ウ 令和6年1月1日から12月31日までに当該住宅のリフォームを完了すること。

エ 市内施工業者によるリフォーム工事で、当該工事の金額（消費税及び地方消費税を除く。）が10万円以上のものであること。

(4) 令和6年1月1日から12月31日までに補助を受けようとする住宅のリフォームを完了する者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

ア 第5条第1項第3号の規定による補助金の交付申請日において、補助を受けようとする住宅に継続して3年以上居住していること。

イ 補助の対象となる住宅の所有者又は同居の親族であること。

ウ 市内施工業者によるリフォーム工事で、当該工事の金額（消費税及び地方消費税を除く。）が10万円以上のものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象者としなない。

(1) 申請者又は同居者のいずれかの者が、市税等を滞納しているとき。

(2) 申請者又は同居者のいずれかの者が、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けているとき。

(3) 申請者又は同居者のいずれかの者が、高萩市暴力団排除条例（平成23年高萩市条例第22号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等の反社会的勢力若しくは反

社会的勢力と関係を有する者であるとき。

(4) その他市長が適当でないとき。

(補助金の額等)

**第4条** 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前条第1項第1号又は第2号の規定に該当する場合は、当該住宅1件につき10万円とする。ただし、補助対象者又は同居者のいずれかの者が転入者に該当するときは、5万円を加算するものとする。

(2) 前条第1項第3号の規定に該当する場合は、次に掲げる額の合計額とする。

ア 当該住宅1件につき10万円。ただし、補助対象者又は同居者のいずれかの者が転入者に該当するときは、5万円を加算する。

イ リフォーム工事金額に100分の10を乗じて得た額とし、10万円を上限とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、補助の対象となる住宅1件につき1回に限るものとし、同一の補助対象者が前項第1号及び第2号を組み合わせて補助金の交付を受けることはできないものとする。

3 既に高萩市三世代同居等世帯・多子世帯住宅取得支援補助金又は高萩市住宅リフォーム補助金の交付対象となった住宅又はリフォームについては、補助金の交付を受ける対象とすることはできないも

のとする。

(補助金の交付申請)

**第5条** 申請者は、次の各号に掲げる区分に応じ、書類を添付して市長に申請しなければならない。

(1) 第3条第1項第1号及び第2号の規定に該当する場合は、令和6年4月1日から12月31日まで（高萩市の休日を定める条例（平成元年高萩市条例第32号）第1条第1項に規定する休日を除く。以下同じ。）に、たかはぎ住マイル支援補助金交付申請書（住宅及び物件紹介バンク登録空家取得用）（様式第1号）に、次の書類を添付し、提出するものとする。

ア 住民票の写し（申請者及び同居者について記載されたもの及び転入前の住所の履歴が記載されたもの）

イ 申請者及び同居者全員の市税等に滞納がないこと又は非課税であることの証明書。ただし、申請する年の1月1日現在で高萩市外に住所を有していた者については、当該住所を有していた市区町村の発行した市税等に滞納がないこと又は非課税であることの証明書

ウ 工事請負契約書又は売買契約書の写し

エ 誓約書（様式第3号）

オ その他市長が必要と認めるもの

(2) 第3条第1項第3号の規定に該当する場合は、令和6年4月1日から12月31日までに、たかはぎ住マイル支援補助金交付申請書（住宅及び物件紹介バンク登録空家取得用）及び、たかはぎ住

マイル支援補助金交付申請書（リフォーム用）に、次の書類を添付し、提出するものとする。

ア 住民票の写し（申請者及び、同居者について記載されたもの及び、転入前の住所の履歴が記載されたもの）

イ 申請者及び同居者全員の市税等に滞納がないこと又は非課税であることの証明書。ただし、申請する年の1月1日現在で高萩市外に住所を有していた者については、当該住所を有していた市区町村の発行した市税等に滞納がないこと又は非課税であることの証明書

ウ 売買契約書の写し

エ 誓約書（様式第3号）

オ フォームに係る工事請負契約書の写し

カ その他市長が必要と認めるもの

(3) 第3条第1項第4号の規定に該当する場合は、令和6年4月1日から12月31日までに、たかはぎ住マイル支援補助金交付申請書（リフォーム用）（様式第2号）に、次の書類を添付し、提出するものとする。

ア 住民票の写し（申請者及び同居者について記載されたもの）

イ 申請者及び同居者全員の市税等に滞納がないこと又は非課税であることの証明書

ウ 工事請負契約書の写し

エ 登記事項証明書又はそれに代わるもの

オ その他市長が必要と認めるもの

2 申請者は、前項各号に規定する申請書を提出する際に次の各号に掲げる区分に該当するときは、それぞれに定める書類の添付を省略することができる。

(1) 高萩市に住民登録をしている者 前項第1号ア又は前項第2号ア又は、前項第3号ア

(2) 申請する年の1月1日に高萩市に住民登録をしている者 前項第1号イ、前項第2号イ又は、前項第3号イ  
(交付の決定等)

**第6条** 市長は、前条に規定する申請があつたときは、これを審査し、交付の可否を決定し、たかはぎ住マイル支援補助金交付決定（申請却下）通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象者（以下「交付決定者」という。）のうち、前条第1項第2号又は第3号の規定により補助金の交付申請をした者は、リフォーム工事において工事金額に変更が生じたときは、速やかにたかはぎ住マイル支援補助金変更申請書（様式第5号）に当該変更に係る書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項に規定する変更の申請を受けたときは、その内容を審査し、たかはぎ住マイル支援補助金変更決定通知書（様式第6号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求等）

**第7条** 交付決定者は、補助金の交付を請求しようとするときは、前

条の規定による交付決定又は変更決定のあった日の属する年度の3月31日までにたかはぎ住マイル支援補助金交付請求書（様式第7号）に、次の各号に掲げる区分に応じ、書類を添付して、市長に請求しなければならない。

(1) 第3条第1項第1号又は第2号の規定に該当する場合は、次の書類を添付する。

ア 工事若しくは売買に係る領収書又は支払を証明する書類の写し

イ 住宅に係る建物登記簿の全部事項証明書（所有権の保存又は移転の登記が完了しているもの）

ウ 対象住宅の写真

エ アからエまでに掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(2) 第3条第1項第3号及び第4号の規定に該当する場合は、次の書類を添付する。

ア 前号アからウまでに掲げる書類

イ リフォーム工事完了証明書（様式第8号）

ウ リフォーム工事の施工前及び施工後の写真

エ リフォーム工事の領収書の写し

オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの（補助金の交付）

**第8条** 市長は、前条の規定により請求があったときは、これを審査し、適当と認めた場合は、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

**第9条** 市長は、交付決定者が第3条各号のいずれかの要件に該当しなくなったと認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、たかはぎ住マイル支援補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

**第10条** 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 正当な理由がなく、補助金の交付決定を受けた日から5年以内に、交付決定者若しくは同居者のいずれかの者が転出し、又は当該住宅を売却し、若しくは貸与したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が相当の事由があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の返還を命じるときは、たかはぎ住マイル支援補助金返還命令書（様式第10号）により、当該補助金を返還すべき者に通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた者は、市長が定める期限までに補助金を市長に返還しなければならない。

4 市長は、第1項の規定にかかわらず、やむを得ない特別な事情があると認めるときは、補助金の返還を免除することができる。

（その他）

**第11条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定

める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(高萩市三世代同居等世帯・多子世帯住宅取得支援補助金交付要綱の廃止)

- 2 高萩市三世代同居等世帯・多子世帯住宅取得支援補助金交付要綱(平成29年高萩市告示第42号)は、廃止する。

(高萩市定住移住マッチング助成金交付要綱の廃止)

- 3 高萩市定住移住マッチング助成金交付要綱(平成30年高萩市告示第41号)は、廃止する。

(経過措置)

- 4 この告示の施行前に附則第2項及び前項の規定による廃止前の高萩市三世代同居等世帯・多子世帯住宅取得支援補助金交付要綱及び高萩市定住移住マッチング助成金交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。

## 附 則 (令和4年告示第36号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和4年1月1日から令和4年3月31日までの期間において、この告示による改正前のたかはぎ住マイル支援補助金要綱(以下「旧

要綱」という。)の規定により、補助対象者に該当しているものについては、令和4年4月1日から令和4年12月31日までに限り、旧要綱の規定に基づき申請することができる。

(令和4年度における申請期間)

- 3 令和4年度の当該補助金の申請期間については、第5条第1項第1号の規定に関わらず令和4年5月9日から12月31日までとする。

附 則 (令和5年告示第23号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年告示第86号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。